

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年1月4日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年1月22日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成22年1月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）寺井地区	観音寺市経済部土地改良課
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修）下野地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修）間方地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修）用地水路地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修）中出6号地区	”